

野々市市家庭用感震ブレーカー購入費等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、震災時における電気に起因する火災を抑制するため、感震ブレーカーの購入及び設置に要する費用について予算の範囲内で補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「感震ブレーカー」とは、次に掲げるものとする。

- (1) 地震発生時において、一定以上の揺れを感知して自動的に通電を遮断する器具をいう。
- (2) 感震ブレーカー等の性能評価ガイドライン（内閣府）に定める性能評価に基づく一般社団法人日本配線システム工業会又は一般社団法人日本消防設備安全センターの認証を有するもの又はこれと同等の機能を有すると認められるものをいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、感震ブレーカーを購入したものであって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有し、かつ、居住している者
- (2) 感震ブレーカーを自らが居住する住宅（賃貸住宅を含む。）に設置する者。ただし、当該感震ブレーカーの販売を目的とする事業者及び事業用に使用する目的で購入したものを除く。

(補助金の額及び対象基（個）数)

第4条 補助金の額は、感震ブレーカー等の購入に要した費用及び設置に要する費用の2分の1に相当する額（この額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、5,000円を限度とする。

- 2 補助金の交付の対象となる感震ブレーカーの基（個）数は、1世帯につき1基（個）までとする。

(補助金の交付決定)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、感震ブレーカーを購入した日から1年以内に、感震ブレーカーの購入に係る領収書その他市長が必要と認める書類を添えて野々市市家庭用感震ブレーカー購入費等補助金交付申請書兼請求書（別記様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めるときは、交付額を決定し、野々市市家庭用感震ブレーカー

購入費等補助金交付決定及び額の確定通知書（別記様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第7条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1） 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

（2） 感震ブレーカーを本来の目的以外に使用したとき。

（3） その他不適当と認められる事実があったとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金が既に交付されているときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

（譲渡の禁止）

第8条 補助金の交付を受けた者は、当該補助金の交付を受けて設置した感震ブレーカーを他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

（調査等）

第9条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者に対して補助事業に関し必要な指示をし、報告を求め、又は調査することができる。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。